

5 武蔵五日市駅前地区地区整備計画区域

ア 計画 地区 の区 分	イ 建築物の用途の制限	ウ 建築物の容 積率		エ 建築物 の建蔽 率の最 高限度	オ 建築物 の敷地 面積の 最低限 度	カ 壁面の位置の制限		キ 垣又は柵 の構造の 制限
		最高 限度	最低 限度			外壁等の 面からの 距離	適用除外の建築物 等	
駅前 地区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 公会堂 2 法第48条の許可を 受けたもの 3 店舗又は事務所 4 店舗併用住宅又は共 同住宅 5 診療所又は巡査派出 所	—	—	—	500 平方メ ートル	当該敷地 が接する 道路（秋 3・3・3 号線、秋 3・5・2 号線及び 駅前広場 に限る。） の境界線 までの距 離2メー トル	道路の路面の中心 から高さ2.5メー トルを超える範囲 にある建築物の部 分	—
駅施 設地 区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 店舗又は事務所 2 倉庫 3 鉄道施設 4 自動車車庫	—	—	—	150 平方メ ートル	—	—	—
駅東 地区	次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 自動車教習所 2 畜舎	—	—	—	130 平方メ ートル	—	—	—
駅北 口地 区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 店舗又は事務所 2 共同住宅 3 公民館又は集会所 4 高齢者福祉施設その 他これに類するもの	—	—	—	300 平方メ ートル	—	—	—